

農地の活用・保全に向けた農業委員会組織の取り組み

○ 「地域の農地と担い手を守り活かす運動」(平成23年～25年)の推進	1
○ 農地利用集積の実績	2
○ 農業委員会による遊休農地の発生防止・解消の取り組み	3
○ 農業委員会・農業会議取り組み事例	
・群馬県 前橋市農業委員会	5
・大分県 臼杵市農業委員会	6
・長崎県 五島市農業委員会	7
・沖縄県 宮古島市農業委員会	8
・愛知県 豊橋市農業委員会	9
・京都府 京田辺市農業委員会	10
・千葉県農業会議	11
○ 今後の農業委員会の「さらなる取り組み」の重点	12
○ 今後の農業委員会組織に関する検討課題	13
○ 参考資料	14

平成25年11月13日
全国農業会議所

農業委員会系統組織「地域の農地と担い手を守り活かす運動」(平成23年～25年)の推進

【組織理念】は「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」

3つの基本活動

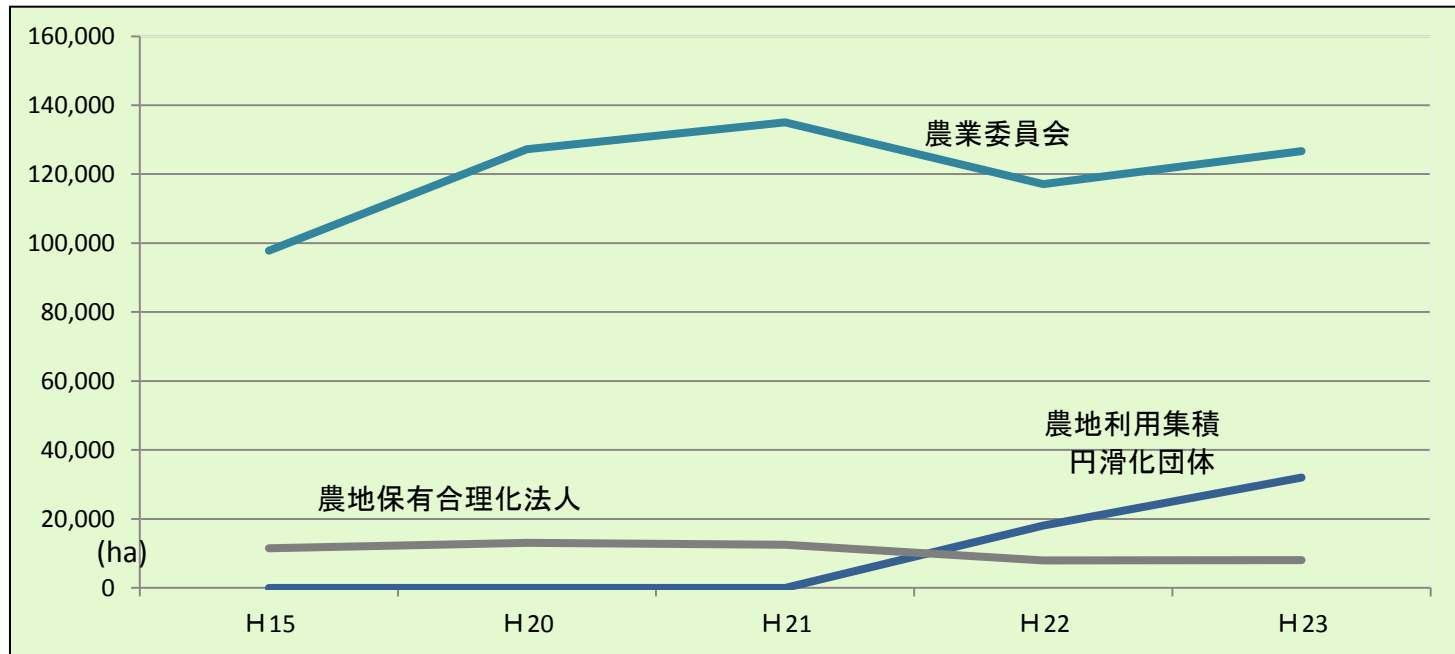
(人・農地プランの作成・推進への積極的な関与を含め実施)

- 農地パトロール(農地利用状況調査)の実施による地域の農地利用の総点検と農地基本台帳の整備
- 農地制度の厳正な執行、遊休農地の発生防止・解消と農地利用集積の取り組み
 - 農業委員会総会・農地部会の公開、詳細な会議議事録の作成・縦覧
 - 遊休農地の所有者等に対する指導の徹底
 - 認定農業者等の担い手への農地利用集積の促進(農地利用集積円滑化団体との緊密な連携)
- ※農地法第3条及び第6条関係の事務の適正実施
 - 3条許可事務処理と標準処理期間の目標日数の周知
 - 下限面積の別段の面積の設定・修正の審議・公表
 - 農業生産法人要件の確認・指導(事業年度終了後3ヶ月以内に「事業状況報告」を農業委員会に提出)
 - 相続等の届け出に関する継続的な周知
- 農業者の意見の公表・建議等を通じた積極的な農政推進

4つの組織改革

- 農業委員の地区担当制の整備と活動記録の作成を徹底すること。
- 女性・青年農業者、認定農業者等の農業委員への選出の環境づくり。
 - 第22回農業委員統一選挙(平成26年7月、全国の約6割の農業委員会で改選)
- 女性農業委員ゼロ委員会の解消、1農業委員会当たり複数の女性農業委員と認定農業者の委員3割の確保
- 農業委員会活動の協力体制(農業委員会協力員等の設置)の確立。
- 農業委員会活動に関する検証・評価・公表システムの確立・実施。

農地利用集積の実績



(単位:ha)

	農業委員会	農地利用集積円滑化団体	農地保有合理化法人
平成15	97,800	-	11,524
平成20	127,244	-	13,097
平成21	135,054	-	12,505
平成22	117,086	18,102	7,947
平成23	126,679	32,049	8,027

農業委員会による遊休農地の発生防止・解消の取り組み

農業委員会による定期的農地利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等へ指導

- 農地パトロールとしてによる調査毎年1回の農地利用状況調査と農業者等の申し出
- 農地の所有者等に利用状況調査の結果を伝え、相談対応を含めた意向確認を実施
- 遊休農地の所有者等への指導(調査「A分類」は原則として文書指導)

※農業委員会の指導実績

平成21年	指導件数	12,029件
	指導面積	2,662ヘクタール
平成22年	指導件数	34,079件
	指導面積	6,443ヘクタール
平成23年	指導件数	139,947件
	指導面積	21,620ヘクタール

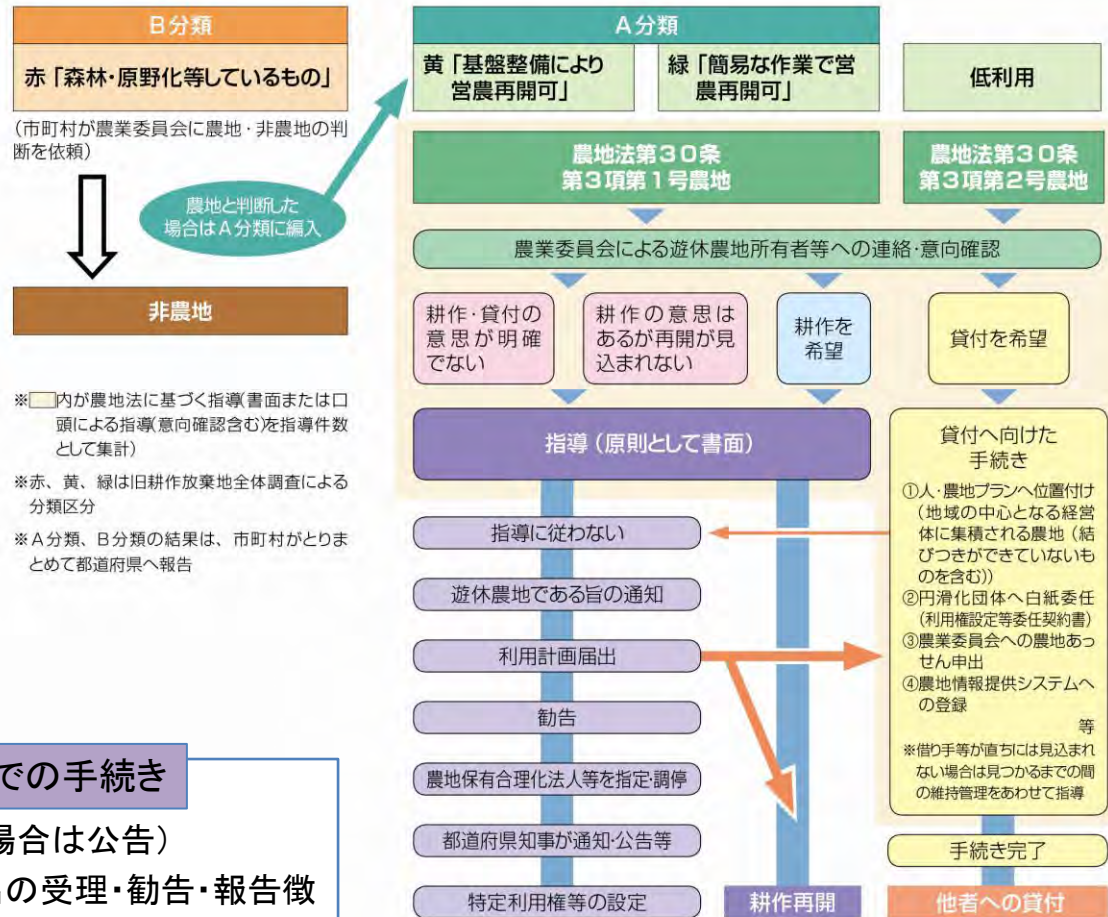
遊休農地の所有者等への通知から勧告までの手続き

- 遊休農地である旨の通知(所有者が不明な場合は公告)
- 遊休農地の農業上の利用に関する計画届出の受理・勧告・報告徴収・所有権移転等協議の通知

農地利用集積円滑化団体との連携による農地の利用調整活動の実施

- 受け手農地の利用調整の取り組みと市町村への農用地利用集積計画作成の要請
- が見つからない間は、農用地利用集積円滑化団体による保全管理の実施遊休農地である旨の通知(所有者が不明な場合は公告)

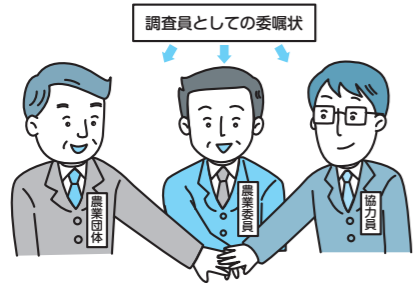
遊休農地に対する指導の流れ



農地パトロール（利用状況調査）から指導まで [概要]

農地パトロール(利用状況調査)の取組方法

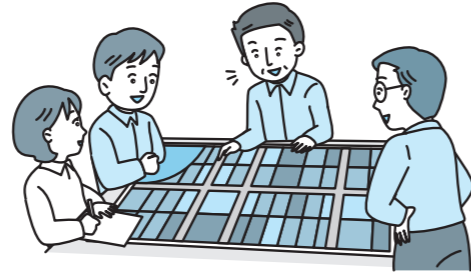
①体制整備



地区担当の農業委員を定め、農業委員会協力員等の協力を得る。

②実施要領の策定・推進会議

推進会議（仮称）

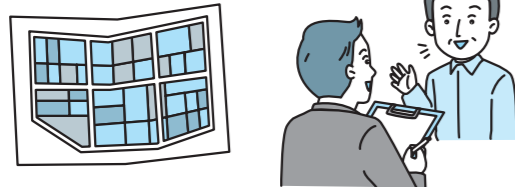


あらかじめ、総会等で「実施要領」を決定しておく。

③事前準備

地図等の用意

マスコミ等への周知



荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（旧耕作放棄地全体調査）で作成した地図等を活用する。

④調査の実施



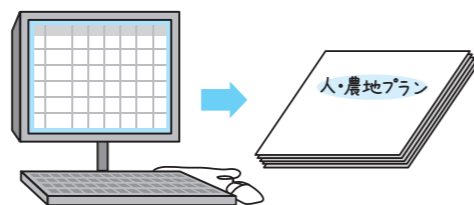
- 全ての農地が対象
- 地図等を活用して、道路からの目視で確認
- 遊休農地は1筆ごとに詳しく確認し、写真を撮影

⑤調査結果の整理

参加者による報告・検討会



農地基本台帳等への反映
「人・農地プラン」作成等に結果を活用



遊休農地への対応

①意向の確認



- 訪問や意向確認文書により、今後の遊休農地の活用の意向を確認
- 不在村者に対する指導・意向の把握（20頁）

②指導対象

- 1年以上にわたり、農作物の作付が行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の維持管理状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- 農作物の栽培は行われているが、周辺農地に比べて、利用程度が著しく劣っている農地

③農業委員会による指導



④指導に従わない場合

- 遊休農地であることを通知
- ↓
- 所有者は農地をきちんと利用することを具体的に示した計画書を提出
- ↓〈計画書が不適切なとき、など〉
- 誰かに貸す等の必要な措置をとるように勧告
- ↓〈勧告に従わないとき、など〉
- 農地利用集積円滑化団体などを通じて担い手農家等に集積する仕組み

※所有者が判明しない場合でも有効活用するための措置があります。



農地パトロール（茨城県結城市農業委員会）